

5年連続！ 月例給・ボーナスともに引き上げ勧告

—2018年人事院勧告—

8月10日、人事院は、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告を行ないました。勧告は、民間給与との較差解消のため月例給を0.16%（平均655円）、ボーナスも0.05月分を引き上げる内容となっています。そのほか、初任給や若年層の重点的な引き上げなども含んでいます。

しかし、2017年から扶養手当が減額され、今年4月の現給保障廃止で恒久的に俸給表の水準が最大4%引き下げられました。さらに、今年1月には最大で100万円もの退職手当削減が強行されました。これらの改悪を考えれば、今回の引き上げ勧告が十分な改善とは到底言えません。法人化後も人事院勧告が熊本大学の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介します。組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2018年人事院勧告特集号）をお届けします。

運動には組合員の力が何よりも必要です。非組合員の皆様も、これを機会にぜひ組合に加入してください。

2018年人事院給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引き上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
2018年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
2019年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：2018年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

加えて、定年延長に向けて定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるとした申出も記されているため、これからの動向に注視が必要です。

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No. 4 2018. 8. 21	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/